

## 令和6年能登半島地震による風評被害からの復興機運醸成事業ロゴ利用規約

### 1 趣旨

この規約は、令和6年能登半島地震による風評被害からの復興機運醸成事業（以下「本事業」といいます。）にかかる本ロゴマークの使用に際し、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2 使用者及び使用目的

本ロゴマークは、企業・団体・自治体等が令和6年能登半島地震の被災地域（石川県・富山県・福井県・新潟県）における観光の復興に資する商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を周知する目的で使用することができます。同目的以外では使用することはできず、また、個人での使用はできません。

### 3 著作権

本ロゴマークの著作権その他の知的財産権は協会に帰属します。

### 4 使用方法

上記2に掲げる使用目的に限り、本事業のウェブサイトから本ロゴマークのデータをダウンロードし、ご使用いただくことができます。本ロゴマークの使用に当たっては、別に定めるデザインマニュアルを遵守するものとし、翻案、改変その他の二次利用は固く禁止します。

### 5 使用制限

本ロゴマークが使用される商品等又は本ロゴマークが掲載される広告物、媒体等における表現の内容が、次のいずれかに該当する場合、協会は、本ロゴマークを使用の停止を求めることができ、使用者は、協会から使用の停止を求められたときは、直ちに本ロゴマークの使用を停止するものとします。

- ① 法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 特定の個人や団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- ③ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるとき。
- ④ 協会が提供するサービスの内容や品質、安全その他を保証し、又は推奨しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- ⑤ 協会の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑥ その他、協会が本ロゴマークの使用について不適當であると認めるとき。

## 6 使用料

本ロゴマークの使用料は無料とします。

## 7 反社会的勢力の排除

(1) 使用者は、自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号の事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを保証します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明・保証します。
- ① 暴力的な要求行為。
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為。

## 8 使用責任等

- ① 協会は、本ロゴマークの使用が本規約で規定する事項に違反していると認められるときは、使用者に対し、使用の差止及びその他の必要な措置を命じるものとし、使用者はそれに従うものとします。
- ② 本ロゴマークの使用に関する責任はすべて使用者が負い、協会は、当該使用に起因して使用者や第三者に生じた損失、損害、その他不利益について、一切の責任を負わないものとします。

## 9 規約の改定

- ① 本規約は、協会において、事前の予告なく改定する場合があります。
- ② 本規約の改定により、使用者等に損失、損害、その他不利益が生じたとしても、協会は一切の責任を負いません。

#### 附則

この規程は、令和6年3月15日から施行します。